

一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱
第4条第1項により、令和4年度の奨励金の交付頭数及び金額を次のとおりとする。

1 奨励馬の交付頭数及び奨励金の額

(1) 交付頭数

ア 一般馬	<u>140 頭</u>
イ 市場取引馬	<u>50 頭</u>
ウ 日本中央競馬会所属3歳転入馬	<u>若干頭数</u>

(2) 奨励金の額

ア 一般馬(事前申込み)

(ア) 1頭につき100万円の交付とする。

(イ) 1会員につき2頭までとする。

イ 市場取引馬

(ア) 購買価格に応じた額(15頁参照)

(イ) 1会員につき1頭までとする。

ウ 日本中央競馬会所属3歳転入馬

(ア) 1頭につき30万円の交付とする。

(イ) 1会員につき1頭までとする。

※原則として、1会員につき、市場取引奨励馬と一般馬(何れも2歳馬)の合計頭数の上限を2頭とする。

※共有する馬については、共有者全員が、1頭の権利を行使したものとみなす。

2 交付申請等における申請書以外の添付書類

(1) 交付申請(第5条関係)

売買契約書(写)、血統登録証明書(写)、馬登録証(写)、自家生産馬については、所有念書等当協会が指定するもの(これらのうち1種類又は複数)

(2) 奨励馬義務義期間短縮申請(第9条関係)

馬登録証(写)、診断書、検案書、レントゲン写真、エコー写真、化製証明、その他当協会が指定するもの(これらのうち1種類又は複数)

3 一般馬の特例

予算が全額執行できない場合において、一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱第2条第1号の規定にかかわらず、3歳未出走馬が、3歳3月末日までに川崎競馬組合が実施する能力試験に合格し、当該年度内に共済制度に加入した場合は、特例を認めるものとする。支給金額及び頭数については、競馬組合と協議の上、予算の範囲内で、奨励金の支給額並びに頭数を共済委員会で決定し、理事会で承認を得るものとする。

4 その他

年度内に奨励金の返還があった場合は、奨励馬事業に充てるものとする。

一般馬・市場取引馬・JRA 転入馬奨励事業は一本の事業であり、それぞれ資金を融通し合うものとする。